

貴重品保管サービス規定

1. 【保管ケースの使用】

このサービスでは、保管物は当行所定の保管ケースに収納した上、その保管ケースを預けてください。

2. 【保管物の範囲】

- (1) 保管ケースには、次に掲げるものを収納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。
- (3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、保管ケースの通常の用法による保管に適さないものは収納することはできません。
- (4) このサービスには、保管ケースの保管場所と取引店の間の搬送があることから、破損の可能性があるものは収納することはできません。
- (5) 保管ケースには、時価が合計 1000 万円を超えるものは収納することはできません。

3. 【契約期間等】

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日または 9 月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. 【保管料】

- (1) 保管ケースの保管料（消費税を含みます。以下同様とします。）は、当行所定の料率により 6 ヶ月分を前払いするものとし、毎年 4 月および 10 月の当行所定の日に、預け主名義の預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しの上、保管料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が保管料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としすることができるものとします。なお、当初契約期間の保管料は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。

- (2) 契約期間中に解約があった場合、前項の既に支払い済みの保管料は解約日の属する月の翌月から月割計算により返戻します。

5. 【配送料】

- (1) 第9条に定める保管ケースの受け渡しを請求するときは、その請求の都度、当行所定の配送料がかかります。ただし、半期(4～9月、10～3月)のうち、1回は配送料が無料となります。
- (2) 配送料(消費税を含みます。以下同様とします。)については、預け主名義の預金口座から、当行所定の受付時限が到来する日に口座振替の方法で自動引落しをします。
- (3) 振替日において指定預金口座の残高が配送料の金額に満たないときはただちに入金してください。受渡日までに配送料の自動引き落としがされていない場合は、受渡日に配送料を支払ってください。配送料の支払いがない場合は、保管ケースの受渡しをおことわりさせていただきます。
- (4) 当行所定の受付時限後に第1項の請求を撤回するときは、配送料の返金はいたしません。

6. 【鍵等の保管】

保管ケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立ち会いの上、預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

7. 【保管】

保管ケースは、当行が適当と判断する保管場所において保管することとし、預け主に通知することなく保管場所を変更することがあります。なお、保管場所は、当行の本支店内とは限りません。

8. 【保管ケースの受け渡し等】

- (1) 保管ケースの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人(以下「代理人」といいます。)が事前に当行所定のコールセンターに連絡し、お客さま氏名、保管ケース番号、受渡日時を指定してください。ただし、受渡日時として指定できる日時は銀行営業日における営業時間に限り、受け渡しの時間帯毎に定められた当行所定の受付時限までに連絡してください。なお、代理人は2名まで選任することができます。
- (2) 前項の連絡をした預け主または代理人は、指定の受渡日時に取引店にご来店の上、当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。

- (3) 保管ケースの受け渡しまたは保管の依頼をするときは、保管ケースが施錠されていることを確認してください。
- (4) 保管ケースの開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (5) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また、保管ケースは、その場所以外へは持たさないでください。

9. 【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10. 【印章、鍵の喪失時等の取り扱い】

- (1) 印章または正鍵を失った場合の保管ケースの受け渡しは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

11. 【保管ケース等の変更】

前条第2項の場合または保管ケース（錠前を含む）の毀損・不調等が生じた場合に、当行が保管ケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

12. 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に取引店に届出

ください。

- (5) 前 4 項の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。

1 3. 【印鑑照合等】

開閉票、諸届その他取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保管ケースの受け渡しその他の取扱いをしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

1 4. 【損害の負担等】

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保管ケースの保管場所の設備の故障や交通の停滞及び渋滞等が発生した場合には、受渡日における保管ケースの受け渡しに応じられないことがあります。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の過失（ただし、重大な過失を除きます。）により預け主に生じた損害の賠償額については、1000 万円を上限といたします。
- (4) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

1 5. 【解約等】

- (1) この契約は、預け主または代理人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をした上、保管ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 11 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第 4 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が保管料または配送料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質、腐敗、発

熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ④ 保管ケースの保管場所の閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき
- ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると認められるとき

(3) この保管ケースは、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの保管ケースの使用申込をお断りするものとします。

また、前項のほか、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの保管ケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。

- ① 預け主が保管ケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主または代理人が、次に掲げる A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前記 A から E に準ずる者
- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次に掲げる A から E までのいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前記 A から D に準ずる行為

(4) 前3項による保管ケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの保管料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、

第5条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項による保管ケースの返却、正鍵の返却等の手続が3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して保管ケースを開錠の上、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は保管ケースの開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

- (6) 保管料、配送料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15の2. 【取引の制限等】

- (1) 当行は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人（以下、「代理人」）の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している借り主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する借り主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借り主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、借り主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

16. 【保管物の一時引き取り等】

保管ケースの保管場所の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

17. 【緊急措置】

法令の定めるところにより保管ケースの開示もしくは引き渡しを求められたとき、または保管場所の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保管ケースを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. 【譲渡、転貸等の禁止】

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) 保管ケースおよび鍵は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

19. 【代理人】

この契約に関する代理人の権限は、預け主について相続の開始があった後も消滅せず、この契約が解約されるまで存続するものとします。

20. 【保証人】

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

21. 【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2023年12月1日現在)